

地方消費税率の引き上げ分に係る使途の明確化について

平成26年4月1日より消費税率(国・地方)が5%から8%へ、令和元年10月1日より8%から10%へ引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その使途を明確化し、社会保障施策に要する経費(人件費以外)に充てることとされています。

令和7年度の地方消費税(社会保障財源化分)の予算額及び予定充当先は以下のとおりです。

【歳入】 地方消費税交付金(社会保障財源化分) 72,171千円

【歳出】 地方消費税(社会保障財源化分)が充てられる社会保障施策に要する経費 976,293千円

(単位：千円)

区分		令和7年度 予算額 A	うち人件費 B	社会保障 施策費 A-B	財 源 内 訳				
					特 定 財 源			一 般 財 源	
					国庫支出金	都支出金	その他		地方消費税交付金(社会保障財源化分)
民生費	社会福祉費	450,215	48,352	401,863	74,553	92,923	2,237	232,150	17,161
	老人福祉費	415,335	6,554	408,781	3,702	66,875	4,171	334,033	24,693
	児童福祉費	593,171	75,024	518,147	177,991	188,004	4,872	147,280	10,887
衛生費	保健衛生費	439,336	105,739	333,597	636	19,081	51,050	262,830	19,429
合 計		1,898,057	235,669	1,662,388	256,882	366,883	62,330	976,293	72,171

※区分は地方財政状況調査の歳出区分による

※各区分の地方消費税交付金(社会保障財源化分)充当額は、各区分の一般財源で按分